

大阪人材確保推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 人材確保を必要とする業界等及び当該業界等の企業（以下「業界等」という。）のイメージアップや雇用促進などを目的に、業界団体や行政機関等が相互に連携・協力を図るため、「大阪人材確保推進会議（以下「会議」という。）」を設置する。

(所管業務)

第2条 会議は、次の事項を所管する。

- (1) 業界等のイメージアップに関する事項
- (2) 業界等の雇用促進（人材確保～定着）に関する事項
- (3) 業界等の生産性の向上に関する事項
- (4) 業界等の健康経営に関する事項
- (5) その他、上記に付随する事項

(構成)

第3条 会議は、第1条の趣旨に賛同し自ら積極的に取組む別表に掲げる業界団体及び行政機関並びに経済団体、金融機関及び有識者等からなる協力機関等をもって構成する。

2 会議には、必要に応じて構成員を追加することができる。

(座長)

第4条 会議の円滑な進行等を図るため、進行役として座長を置く。

- 2 座長は大阪府副知事が務める。
- 3 座長が会議に出席できないときは、座長が予め指名する者がその職務を代理する。

(分科会)

第5条 業界等の課題や状況により即した取組みを実行していくため、業界等ごとに分科会を置く。

- 2 分科会に参画する業界等は、製造関連、運輸関連、建設関連及びインバウンド関連業界とする。ただし、必要に応じて追加することができる。
- 3 分科会は、第1項の目的を達成するため、自ら積極的に取組む業界団体等、別表に掲げる団体等をもって構成する。
- 4 分科会の座長は大阪府商工労働部雇用推進室長が務める。
- 5 座長が会議に出席できないときは、座長が予め指名する者がその職務を代理する。
- 6 座長は、必要に応じて、分科会に分科会構成員以外の者の出席を求め、意見を聴く

ことができる。

(会議)

第6条 会議（分科会を含む。）は、座長が招集する。

2 座長は、緊急を要する事項又は軽微な事項については、書面又は持ち回りの方法により、会議を開催することができる。

(事務局)

第7条 会議の運営にかかる事務は、大阪府商工労働部雇用推進室において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別途定める。

(附 則)

この要綱は、平成28年12月8日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年5月9日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和元年6月18日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和元年10月30日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。